

資料作成費

日付	容	金 額 (円)	領収書No.
7/5	7月分パソコンレンタル代	8,640	1
7/27	ファイル代他	15,174	2
8/11	ファイル代	756	3
10/14	インク代	4,000	4
12/2	インク代	6,188	5
12/7	コピー用紙代	738	6
8月～H29年3 月 各月月首	パソコンレンタル代 (8,640円×8ヵ月)	69,120	7
計		104,616 円	

合 計	104,616 円
-----	-----------

領収書貼付用紙

(研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・広聴費・その他)

貼 付 欄	領収書 №
-------	----------

請求書

伝票番号 022972

アクティブ (周南市議会) 御中

平成28年7月5日

OA機器 製造 用品 河東店 〒745-0845
周南市河東町9番12号
TEL<0834>21-1610 FAX<0834>32-4322
有限 店 銀座店 〒745-0032
周南市銀座1丁目19番地(中央街)
TEL<0834>32-1550

品名	数量	単価	金額	摘要
1 JTX 再生Dリングファイル A4S D013J	10	¥238	¥2,380	
2 キングジム シンプルズ Dリングファイル A4S 653TSP	10	¥308	¥3,080	
3 JTX 多色ボールペン 2色 10本 H038J-2C10	1	¥1,209	¥1,209	
4 JTX 2穴パンチ 中 B621J-M	1	¥425	¥425	
5 プラス ホッチキス ピタピタ 緑 ST-010X	1	¥180	¥180	
6 ニチバン ハンドカッター付セロテープ CT-12DRB	1	¥115	¥115	
7 JTX 蛍光マーカー 桃 10本 H029J-PK-10	1	¥329	¥329	
8 朝日電器 OAタップ 5個口 2m LPT-502N(W)	1	¥648	¥648	

請求書

伝票番号 022972

アクティブ (周南市議会) 御中

平成 年 月 日

OA機器 製造 用品 河東店 〒745-0845
周南市河東町9番12号
TEL<0834>21-1610 FAX<0834>32-4322
有限 店 銀座店 〒745-0032
周南市銀座1丁目19番地(中央街)
TEL<0834>32-1550

品名	数量	単価	金額	摘要
1 JTX 壁掛けホワイトボード 無地 JM-9060	1	¥5,000	¥5,000	
2 JTX コピー紙HB A4 500枚 A032J	2	¥342	¥684	
3				
4				
5				
6				
7				
8				

OA商品・ビジネス用品・学童用品・書道用品・画材・額縁等
いろいろとそろえております
御用命の程よろしくお願い申し上げます

小計	¥14,050
消費税	¥1,124
合計	¥15,174

領収証

004568

周南市議会 様

アクティブ 様

28年7月27日

金額	715174-
----	---------

内 容 7711(他)

消費税等 上記正に領収いたしました

現金

〒745-0845 周南市河東町9番12号
TEL<0834>21-1610 FAX<0834>32-4322

KAN 店

有限会社 菅

MISAO BR18093P(50) J611902

貼 付 欄 領収書 No.

請求書

伝票番号 024379

アクティブ (周南市議会) 御中

OA機器/事務用品 河東店 〒745-0845
 製図機/用品 周南市河東町9番12号
 TEL<0834>21-1610 FAX<0834>32-4322
 745-0032
 周南市銀座1丁目19番地(中央街)
 TEL<0834>32-1550

平成28年11月15日

有限会社 具店

品名	数量	単価	金額	摘要
1 JTX コピー紙HB A4 500枚 A032J	2	¥342	¥684	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
OA商品・ビジネス用品・学童用品・書道用品・画材・額縁等 いろいろとりそろえております 御用命の程よろしくお願ひ申し上げます			小計	¥684
			消費税	¥54
			合計	¥738

領収証
周南市議会
アクティブ

007404

様 28年12月7日

金額 ¥738-

内 消費税等 上記正に領収いたしました

現金 鉛筆から OA用品 テムKAN
 有限会社 具店
 〒745-0845 周南市河東町9番12号
 TEL<0834>21-1610
 FAX<0834>32-4322

|| NISSAO BR18093P(50) J619184

6

領収書貼付用紙

(研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・広聴費・その他)

貼 付 欄				領収書 No.
控 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高	7
401				
402				
403	28-08-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
404				
405				
406				
407				
408				
409				
410				
411	28-09-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
412				
413				
414				
415	28-10-03 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
416				
417	28-11-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
418				
419	28-12-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
420				
421				
422	29-01-04 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
423				
501				
502				
503				
504	29-02-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
505				
506	29-03-01 057 RT	*8,640	カ)177*レーン	
507				
508				
509				
510				
511				

8,640円 × 8回 = 69,120円

※領収書は、科目ごとに付番し、重ならないように貼り付けてください。

レンタル契約書

周南市議会アクティブ（以下、「甲」という。）と株式会社ユアブレーション（以下、「乙」という。）との間の貸借契約（以下、レンタル契約という。）について、レンタル物件ご利用の際には、下記の条項をご了承いただくものといたします。

第1条（レンタル物件）

1. 乙は甲に下記記載のコンピューター（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

・ NEC PC-MK33MLZL4FSN デスクトップパソコン	1台
・ PHILIPS C271P4QPJEW/11 ディスプレイ	1台
・ ブラザー工業 DCP-J963N-W A4 インクジェット複合機	1台
・ プリンタケーブル	1本

第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は下記記載のとおりとします。

【開始日】平成28年6月22日～【終了日】平成31年6月21日 36か月

2. レンタル期間の延長はレンタル期間が満了する7日前迄にお申し出ください。

第3条（レンタル料）

甲は乙に対して、レンタル料8,640円（税込）を乙指定の口座に毎月自動引落で支払います。

【支払口座】

口座名義 株式会社ユアブレーション

第4条（物件の保管場所）

山口県周南市岐山通1-1（議員棟3階）

第5条（担保責任）

1. 乙は甲に対して、物件の引渡時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して、物件の引渡日後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しまたは取り替えます。この場合に、甲に対して損害賠償の責を負いません。
4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第6条（物件の保管・使用・維持）

1. 甲は、物件の保管・使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとします。
なお、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用は甲が負担します。
2. 甲は、乙の事前の書類による承諾なくして物件の設置場所を移転したり、物件の改造・加工等
をしないことは勿論、第三者に対する貸借権の譲渡または物件の転貸をしません。
3. 物件自体またはその設置・保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこ
れを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をし
ません。

第7条（物件の使用地域）

甲の物件使用地域は日本国内とします。

第8条（プログラムの複製等の禁止）

1. 物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、甲はそのプログラムに関して次の行為
をしません。
 - (1) 有償である無償であるとを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡しもし
くはその再使用权を設定し、または第三者に複製を使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更または改作すること。
2. 甲は、乙または乙の代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときは
これに従います。
3. 甲は、プログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を
負います。

第9条（物件の滅失、毀損）

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地
変その他原因のいかんを問わずすべて甲が負担します。ただし、通常の損耗は、この限りで
はありません。
2. 物件は滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または物件が返還不能になっ
た場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払います。
3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復
元または修理します。
4. 前3項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義
務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金を請求致しま
す。

第10条 (解約)

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、物件の返還と同時に乙に支払います。

第11条 (契約の解除)

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を1回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

第12条 (物件の返還)

1. この契約が期間満了により終了したまたは前項の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間中に付加したデータを消滅させた上で、乙の指定する場所へ物件を甲の費用で直ちに返還します。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うかまたは甲の費用で物件を完全な状態に復元または修理します。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は1か月のレンタル料金に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合1か月単位で計算し、日割計算はしません。

第13条 (費用負担)

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税額等（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税額等が増額されたときは、甲は乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 固定資産税および消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人のいかに拘らず甲が負担し

ます。

4. 甲が前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。
5. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年 14.6%の遅延損害金を乙に支払います。また、甲がみなし法人の場合は下記の代理人が直ちに乙に支払います。

第 14 条 (合意管轄)

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

平成 28 年 6 月 22 日

(甲) 山口県周南市岐山通 1-1
周南市議会 アクティフ
代表 清水 芳将



(代理人)

印

(乙) 山口県周南市緑町 2-13
株式会社ユアブレーン
代表取締役 坂井 周二

